

# 意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

## 記

①「国立大学法人徳島大学職員給与規則」改正のうち、

1) 令和4年6月から賞与を0.15月分引き下げ（年間4.45月分 → 4.3月分、期末手当で引き下げ）については反対します。国家公務員の賞与が引き下げられたことに準拠した措置とのことですが、コロナ対応等に追われている教職員の努力にはむしろ賞与の増額で報いるべきです。今回、賞与の引き下げによって余った財源については、せめて教職員に還元できる仕方を使用することを求めます。

2) 看護職員に月額3,500円を支給する看護職手当を新設する点については基本的に賛成します。これは看護職員一人当たり4,000円相当の国からの補助金による手当で、手当支給による残業代への跳ね返りに備えるために一人当たりの支給額を3,500円としたとのことですが、他大学病院では4,000円を支給したところもあると聞いています。病院の経営第一でなく、看護師の努力に報いることを第一に考えてほしいと思います。

3) その他、手当や有給休暇の改善については歓迎します。

②「国立大学法人徳島大学再雇用職員就業規則」改正のうち、

1) 令和4年6月から賞与を0.1月分引き下げ（年間2.35月分 → 2.25月分、期末手当で引き下げ）については反対します。理由は上記①の1)と同様です。

2) 日給・時間給算定の基礎に看護職手当を加える点については基本的に賛成です。上記①の2)と同様です。

3) 再雇用職員（短時間勤務者）に特殊勤務手当、超過勤務手当及び休日手当を支給可能とする点については賛成します。

③「徳島大学職員安全衛生管理規則」の一部改正について、産業医の職場巡視を2ヶ月に1回の実施とする点については、特に意見はありません。職場における健康障害の防止やメンタルヘルス対策は産業医の手でできることではなく、職場全体の労働条件改善（長時間労働や夜勤の多さ等の改善）が必要だと考えます。

④「徳島大学年俸制適用職員給与規則」及び「国立大学法人徳島大学管理職手当支給細

則」の一部改正について、年俸制職員に管理職手当を追加すること、賛成します。現在、新任の教員は基本的に年俸制が適用されていますが、年俸制によって賃金や待遇が悪化することがないように引き続き改善をお願いしたいと思います。

⑤「徳島大学職員の育児休業等に関する規則」の一部改正について、育児休業、介護休業の取得の適用除外を撤廃すること、賛成します。過半数代表者及び組合からの要望を受け入れての改正です。今後とも労働者の意見を尊重して働きやすい職場の実現に尽力いただけるようにお願いします。

2022年3月25日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口 裕之 印